

男女共同参画社会の実現を目指して

2015年11月発行 編集・発行：忠岡町人権広報課 電話：22-1122 FAX：22-0364

「男だから」「女だから」と考えていませんか？



男女共同参画社会の実現に向け、たくさんの方が取り組んでいますが、「男だから」「女だから」という意識はまだ残っています。「男（女）はこうすべき・こうあるべき」といった考えは、相手や自分から「自分らしさ」を奪ってしまいます。無意識のうちにこういう考え方をしていないか、下記の例を参考に、一度振り返ってみましょう。



「男だから」	「女だから」
<ul style="list-style-type: none"> ・男は働いて一家を支えるものだ ・力仕事は男がやるものだ ・男はたくましくあるべき ・男はデート代をおごるのが当然 ・男は運動が出来て当たり前 ・男は車の運転が出来て当たり前 ・男なら酒が飲めて当然 ・男は女をリードすべき ・男の子なら青色や黒色の物を使うべき ・男の子なら外で元気に遊ぶべき 	<ul style="list-style-type: none"> ・家事、育児、介護は女がやるものだ ・女は結婚して子供を産むものだ ・女は結婚したら仕事を辞めるものだ ・女は料理・掃除・裁縫等の家事が出来て当たり前 ・女は気が利いて当然 ・女はオシャレや化粧をすべき ・女は上品に振る舞うべき ・女は子どもが大きくなるまで家にいるべき ・女の子なら赤色やピンク色の物を使うべき ・女の子ならズボンではなくスカートをはくべき
「男のくせに」	「女のくせに」
<ul style="list-style-type: none"> ・男のくせに泣くな ・男が弱音を吐くな ・男のくせに言い訳するな ・男のくせに意気地が無い ・男のくせに稼ぎが悪い ・男なのにかわいいものが好きなんて ・男が育休を取るなんて ・(男性のDV 被害者等に対して) 男のくせに情けない 	<ul style="list-style-type: none"> ・女が力仕事なんて ・女の子が野球やサッカーをするなんて ・(男性が多い職業に就いている女性に対して) 女がそんな職業に就くなんて ・女のくせに言葉遣いが汚い ・女のくせにはしたくない ・(優位な立場の女性に対して) 女のくせに生意気だ ・女が男のやることに口出しするな

こうした考えは子どもにも影響します

母親と娘が家事をやり、父親と息子は手伝わないなど、家庭内で「男（女）だから」と役割が分けられていないでしょうか。

また、「それは男（女）の子がすることだから、あなたはしなくていい」と、性別を理由に子どものやりたいことを制限していないでしょうか。

このように子どもを「男（女）はこういうもの」という枠にはめ込んでしまえば、子どもの能力や個性を伸ばす機会が奪われてしまいます。



大切なのは「性別」ではなく「その人自身」です！



裁縫が得意な男性もいれば、スポーツが得意な女性もいます。また、機械が好きな女性もいれば、花が好きな男性もいます。それを「男（女）なのにそんなことをして」と否定しては、その人の個性や能力を潰してしまうことになります。性別を理由に「男らしさ」「女らしさ」を押し付けるのではなく、その人自身の「個性」を尊重することが大切です。

場合によってはセクハラ・モラハラになることも！

「これだから女（男）は」「男（女）のくせにそんなこともできないのか」など、性別を理由にした不快な言動や嫌がらせが続く場合は、セクシャル・ハラスメント（性的嫌がらせ）やモラル・ハラスメント（精神的嫌がらせ）に該当する場合があります。これらは個人の方で解決することが難しいため、身近な信頼できる人や専門の相談機関に一度相談してみてください。もし周りから相談された場合は、疑ったり批判したりせず、じっくり話を聞いてください。



～相談機関のご紹介～

一人ですみませんお気軽にご相談ください

<p>★大阪府女性相談センター ☎06-6949-6022 06-6946-7890 9:00～20:00（祝日・年末年始は除く）</p>	<p>★女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始は除く）</p>
<p>★みんなの人権110番 ☎0570-003-110 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始は除く）</p>	<p>★インターネット人権相談 http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html 24時間利用可能</p>
<p>★大阪府総合労働事務所 ☎06-6946-2600（労働相談） ☎06-6946-2601（セクハラ相談） 9:00～17:45（土日・祝日・年末年始は除く）</p> <p>●夜間相談 第1・2・3・5木曜日 20:00まで 相談日が祝日の場合は翌日に実施</p>	<p>★大阪府総合労働事務所南大阪センター ☎072-273-6100（労働相談） ☎072-273-6321（セクハラ相談） 9:00～17:45（土日・祝日・年末年始は除く）</p> <p>●夜間相談 第4木曜日 20:00まで 相談日が祝日の場合は翌日に実施</p>
<p>★働く女性の全国ホットライン</p> <p>●無料電話相談 ☎0120-787-956 毎月5・10・15・20・25・30日 平日の場合 18:00～21:00 土日・祝日の場合 14:00～17:00</p> <p>●有料電話相談予約 ☎03-6803-0796 1時間2,000円（前払い）</p>	<p>★大阪労働局雇用均等室 総合労働相談コーナー ☎0120-939-009 9:00～18:00（土日・祝日・年末年始は除く）</p> <p>★泉大津労働基準監督署 総合労働相談コーナー ☎0725-32-3888 8:30～17:15（土日・祝日・年末年始は除く）</p>